

## 令和7年度 第1回丹波市議会議員政治倫理審査会 摘録

開催日時 令和7年12月8日（月） 午後2時00分から

開催場所 丹波市役所3階議事堂第3委員会室

出席者 会長 大内ますみ 副会長 駒林 良則

委員 杉岡 秀紀 委員 拝野 茂

委員 近藤 紀子

議長 谷水 雄一 議会事務局長 井尻 宏幸

議事総務課長 豊嶋 忠夫 議事総務課副課長 吉岡 靖志

### 1 開会

議会事務局長より開会の発言があった。

### 2 委嘱書の交付

谷水議長から各委員への委嘱書の交付を行った。

### 3 議長あいさつ

谷水議長よりあいさつがあった。

### 4 委員自己紹介

各委員から自己紹介があった。

出席している事務局職員より自己紹介があった。

### 5 正副会長の選出

大内委員を推薦する意見があり、大内委員が会長となった。

会長の指名の方法により、駒林委員を副会長に指名した。

#### 正副会長あいさつ

大内会長、駒林副会長よりあいさつがあった。

### 6 審査会の運営

#### (1) 会議の公開について

会長から、本審査会は原則公開（丹波市議会議員政治倫理条例第8条第3項）するものとされており、本日を含め特に支障がなければ公開とし、議論の内容によっては、協議の上で決めていきたいがどうかとの発言があり、各委員これを了承した。

### (2) 傍聴の取扱いについて

事務局から、本審査会の傍聴は丹波市議会議員政治倫理条例施行規則第6条第6項の規定により、丹波市議会委員会傍聴規則の規定を準用することとなっており、傍聴の定員については、議員、報道機関を除き10人となっている旨の報告があった。会長から規定どおり進めていくことが確認され、各委員これを了承した。

### (3) 会議録の公開について

事務局から、会議録は、委員や出席議員の発言内容の要点をまとめる要約筆記として作成し、発言者については、会長、副会長、委員、議員、事務局、参考人等の役職名のみの記載とし、丹波市議会のホームページで公開することの提案があった。会長が会議に諮り、各委員これを了承した。

## 7 審 査

### (1) 調査請求内容の説明

事務局から調査請求書に基づき説明を行い、以下の確認があった。

会長 調査請求書自体は法的な事案を指摘して請求をしているわけではないので、資料6の整理は事務局が担当部に確認などしてまとめたものか。

事務局 11月17日開催の議会運営委員会で、調査請求者が説明された内容をもとに整理したもので、調査等は行っていない。

会長 調査請求者から説明があったということを確認した。

事案の中身はともかくとして、今の説明について質問はあるか。

委員 特にない。

### (2) 審査の進め方について

会長 調査案件としてまとめられたものが11件。一つ一つを全員でまとめ上げて議論する方法もあれば、委員で手分けして、内容の精査と問題点の提起を行うなどした上で、議論する方法もあるかと思う。今後どのような形で審査していくか意見を伺う。

副会長 事実認定はしっかりと行い、それとともに、説明があった丹波市議会議員政治倫理条例第3条各号の基準違反の該当性を調べていく必要がある。可能であれば、事務局で各号毎にこの行為が該当しているという整理をしてもらえば議論はしやすくなると考える。

会長 この行為が該当するしないを分けることを委員で分担してやる方法もあ

ると思う。資料作成を事務局にお願いする方向で調整するとして、整理の仕方をどうするか。

副会長 資料では、具体的な行為ごとに抵触すると思われる条例の号に振り分けられているが、これを号ごとにそれぞれの行為を整理したもので揃えると、該当しているか否かの議論はしやすくなると考える。また、行為が複数の号にまたがっているものは、ダブルカウントした形で整理されれば良く、もし、不明な点があれば聴取等の検討もあるかもしれない。

会長 副会長がおっしゃるのは、条文ごとにその行為を分類していくということ。私が少し考えたのは、11件まである案件を包括的な中で言われている行為がどれに該当するか審査すると。やり方は違うけれど同じようなことになる。どちらが合理的というか、どちらが議論しやすいかということになる。

委員 副会長からの意見のとおり、現状が案件ごとに分かれて見にくいというのは確かにないので、事実認定をするにあたって、一覧表の形で整理してもらえると議論しやすくなると感じた。その上で、この書面だけで確認できることは、このメンバーだけで議論し、追加の書類やその背景にある考え方とか必要になれば、該当議員等に説明を求める流れになるのかと思う。今のところ、報告・連絡・相談シートを個々に見なければいけないという状況で、若干見にくくいと私も感じたので、一覧できるものがあれば良いと感じた。

委員 審査会の回数や、期間も原則60日という制限がある中、審査をするには、一覧シートというか、見やすいものがあれば、後々のこの審査における判断、それまでの作業もしやすいと思う。

委員 分類は条例の号ごとにまとめ集約すると、一件一件の比較がしやすいとは思うものの、今一番悩んでいるのは、そもそも条例に抵触するかどうかの判断で、その程度がこの書面からはなかなかわからない。これはいけないかなと読み取れるものもあるし、どのあたりの程度なのかの判断が本当に難しい。職員の受けているそのダメージみたいなものは伝わってくるところはあるが、実際に文章に起こすとなると読んでいて難しい。

会長 どの条例の何条何号に該当する行為がこうという形で一覧表を事務局のほうでお願いします。難しいのは、事案を分解するというところ。一連の流れの中にある一つ一つの行為を分解して分類すると、最終的にニュアンスが残るかどうかというとやはり難しい。項目立てにしても、該当条文ごとに分けていく。まずその作業を事務局に準備をしてもらい、その後については該当事案ごとに議論するということでよいか。

副会長 会長の意見のとおり、そういう進め方かと。この書面だけでは、やはりその程度がよくわからない。これだけを見ると、それほどっていう感じもするし、例えば、威圧的な、そういう言葉が出てくるときに本当に威圧的かどうか

かはこの文面からでは伺えない。その辺の実態的なものは、やはり聞き取らなければいけない。逆にもう客観的事実だけである程度、我々が判断できるものもあるかと思うが、ここはまだ何ともいえない。その次どうするのかということは、まだ考えていない。

会長 威圧を受けたという感覚も、個人差がある。すごく気が弱く圧を強く感じる人もあるので、どの程度ずつ、通常の人の場合で見ていかないといけないということはある。必ずしも、全てあなたがそれ聞いて、どれほど圧を受けたかという調査は、時間的な限界がある中で必要ないかという気はする。その辺も分類してもらった一つ一つのケースを議論していく程度、出てくるかとは思う。事務局がまとめる作業は、どのくらい期間が必要か。

事務局 本日提出した資料を再整理するので、今週中にはできる。

会長 次回の委員会が作業のために先送りにはならないことを確認した。できた時点で送ってもらい、その検討の方法等含めて次回につなげることにする。案件をバラしたら周辺事情がどこかに消えてしまわないか心配はあるけれど、それで進めることでよいか。

委員 了承した。

会長 他、何か進行の仕方等について、意見はあるか。

委員 全部を読んでみて、明確に、法律違反があるわけではなく、あくまでも条例の倫理的な部分の違反行為の判定なので、程度が本当に難しい。一方では、何か決定的な指摘、この条例にあるような辞職勧告を迫るようなものも見あたらないように思う。その辺りは次の議論として、この報告・連絡・相談シートというものがどういうものなのか確認したい。すなわち 18 人すべての議員の問い合わせ内容だとか、会話などのやりとりすべてをこののような報告・連絡・相談シートみたいなものを職員が皆やっているとすれば、かなり業務の負担になり、全体の仕事量を増やしてしまうことになると思う。また、そもそもこういったものがあるということが、今回、議員がわかったとき、ある意味、二元代表制に対する萎縮効果というか、議員のほうとしてもうかうかできず、質問もしにくく萎縮に繋がってしまうという懸念もある。確認したいのはどういう場合に、どういう対象の人に対してこのようなシートが作成されるのか。これがどういうものか、委員会で共有しておきたいと思うがいかがか。

委員 この報告・連絡・相談シートは、全てのこと・ものについて作成しているわけではない。退職してから時間が経過しているので、今の扱いはわからないが、議員との関係、それから、事務を執行していく上で支障になること等を報告として上げるものと認識している。自分が部長時代にはあまり書いた記憶はない。1 枚か 2 枚程度だったか。そう思うと、これだけたくさんの報告・連絡・相談シートが上がっているんだという感想を持った。あと事務局から何か

補足あれば。

事務局 委員からあったとおり、報告する内容については、緊急であり、重大事項でいち早く市長等に伝えるべき事案を報告するものという認識を持っている。今回の案件については、資料請求された議員から議会運営委員会で説明された内容では、個別の議員だけを限定して求めたわけではなく、報告・連絡・相談シートについて資料請求をされた結果がこうした案件であったということだった。

委員 逆に言えば、他の議員の報告・連絡・相談シートはほとんどなく、今回の報告がこの5月から9月ぐらいにかけてされていたとの理解でよいか。

事務局 説明を受けた内容では、そのようなことでなかったかと思う。

委員 挨拶をしないとか、人のあり方としてどうか改善すべき点はあるのだろうが、一方で、その特定の議員だけをいじめるって言葉は適切ではないけれど、何か攻撃する材料として使えてしまったらこれは本末転倒だと感じる。その辺りを含めて、先ほど、会長からもあったように程度がわからない。客観的に事実認定をしていただければと思う。

副会長 今、委員からあった報告・連絡・相談シートというのは、資料8の「職員に対する働きかけの取り扱いに関する要綱」に基づく様式ということですか。要するに根拠規程は、それになるのか。

事務局 「職員に対する働きかけの取り扱いに関する要綱」の報告様式は別にあった記憶がある。今回の、報告・連絡・相談シートについては、先ほど申し上げたように、市長に伝えなければいけない緊急性の高いもの等に対する別の取扱いであったと思う。

会長 重大時でもないようなものも報告が上がっているような気もするが。不当要求だけを報告で上げるというものは、他市でもあったが、そういうものでもないようだ。参考資料の最後に、SNSに出した記事の訂正とか審議とか回答が不誠実だとか、分類にいれても何かニュアンスが伝わらないものもある。どういう形で扱うか言っていても仕方ないので、やってみることとする。

委員 了承した。

会長 それでは、次回の議論で、まず実態調査が必要かどうかを含めて判断していくことにしたい。それでいいか。

委員 了承した。

会長 今日の全般的なことで、何か意見はないか。

副会長 細かな話で申し訳ないが、資料2に丹波市議会議員政治倫理条例があり、第8条を見ると、「議長は、審査会を設置したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について審査会の審査に付するものとする。」となっている。この中に第1号から第3号の規定があり、我々審査会の権限として、「(1)調査

請求の適否」、「(2)政治倫理基準等の違反行為の存否」、これらとともにもう一つ、「(3)議会において講ずべき措置があるときはその講ずべき措置」がある。今回、議長からこの審査会にこの3つが付託されていると見てよいのか。はつきりその文面は頂戴してはいないが、包括的に議長が、我々に付託しているということでよいか。

会長 委嘱書に第8条に基づく調査と書いてあるからよいのではないか。

副会長 我々としては、講ずべき措置がある場合には、その講ずべき措置も提案するということでよいか。第10条を見ると、第10条は結果を受けて議長が措置を講ずるとなっているので、最終的には議会で決めるこことなんだけど、その第8条のところで、我々としても、この議員に対してはこのような措置をという提案をすることができるというふうにするのか、あるいは、他の自治体では、議会に任せ、審査会は、第8条第2号までの判断をするにとどめる審査会もある。この審査会はどうするか。

議長 先ほど委嘱させていただいた委嘱書の通り、第8条に基づき、諮問をさせていただいたので、その諮問結果を受けて対応をしたい。特に条文のこの号までという制限を設けるつもりはない。

会長 審査会として必要があると思えば第3号まで踏み込むということになるということでよいか。その他、次回に向けて、何かあれば。

委員 特になし。

会長 それでは、事務局は、今言った分類、整理をしたものをお急に委員に届けてもらいたい。

## 8 その他

- ・第2回以降の会議方法をオンライン会議で開催することと原則公開で行うことを決定した。審査会の時間は2時間程度とすることを確認した。
- ・取り扱う案件により非公開とする場合があることを確認した。
- ・次回の日程を12月26日午後1時30分から開催することを決定した。
- ・次回以降の日程についても、以下のとおり候補日を調整した。

第3回：1月19日（月）

第4回：1月28日（水）

第5回：未調整（必要に応じて）

## 9 閉会